

長野県景観育成住民協定認定要綱

平成4年8月 17 日
長野県告示第 559 号

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県景観条例(平成4年長野県条例第 22 号。以下「条例」という。)第 32 条に規定する景観育成住民協定の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2 景観育成住民協定の認定は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

(1) 町内会、商店街等おおむね1ヘクタール以上の一団の土地若しくはおおむね 30 以上の建物をその範囲に含む一団の土地又は沿道等おおむね 100 メートル以上にわたる土地を対象としていること。

(2) 建築物及び工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等景観育成に関する事項が定められていること。

(3) 協定の有効期間が原則として5年以上であること。

(4) 協定の区域内の住民等(土地所有者並びに建物の所有者及び賃借人等を含む。)のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。

(5) 協定の区域を管轄する市町村の長(以下「市町村長」という。)から推薦されたものであること。

(認定の申請)

第3 景観育成住民協定の認定を申請しようとする協定締結者の代表者は、次の各号に掲げる図書を添付した景観育成住民協定申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(1) 協定書の写し

(2) 協定の区域を示す図面

(3) 市町村長の推薦文

(認定書の交付)

第4 景観育成住民協定の認定をしたときは、景観育成住民協定認定書を交付するとともに、市町村長に対して文書により通知するものとする。

(公表等)

第5 景観育成住民協定の概要の公表は、県報に登載して行うものとする。

2 市町村長は、第4による通知を受けたときには、当該住民協定の内容等について住民への周知に努めるものとする。

(変更及び廃止)

第6 景観育成住民協定として認定された協定について、第2の第1号から第3号までに掲げる事項に変更が生じた場合又は協定が廃止された場合には、協定締結者の代表者は、景観育成住民協定変更等届出書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(書類の経由)

第7 この要綱の規定により知事に提出する書類は、市町村長を経由するものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

(様式第1号)

景 観 育 成 住 民 協 定 認 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

氏名

下記の協定について、長野県景観条例第 32 条の規定により景観育成住民協定として認定してください。

記

協定の名称			
協定に係る区域 (地名)			
協定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
協定内容			
協定者数		住民等の数	

(添付書類)

- 1 協定書の写し
- 2 協定により定められた区域を示す図面
- 3 市町村長の推薦文

(様式第2号)

景 観 育 成 住 民 協 定 変 更 等 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

氏名

年 月 日付けで景観育成住民協定として認定された協定について、下記のとおり(変更が生じました・廃止しました)ので届け出ます。

1 変更が生じた場合

変更が生じた期日				
変更のあった事項				
変 更 の 状 況	変 更 前		変 更 後	

2 廃止した場合

(1)廃止年月日 年 月 日

(2)廃止した理由

(備考)廃止した場合、交付されている景観育成住民協定認定書を添付してください。